

美馬市公告第10号

公募型プロポーザル方式による美馬市スマホ教室開催委託業務 の実施について

美馬市スマホ教室開催委託業務について、美馬市プロポーザル方式実施要綱（平成24年美馬市告示第136号。以下「要綱」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式による提案書を募集するので、次のとおり公告する。

令和6年4月10日

美馬市長 加美 一成

1 業務の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 整理番号 | デジタル物4 |
| (2) 事業の名称 | 令和6年度デジタルデバイド解消対策事業 |
| (3) 業務の名称 | 美馬市スマホ教室開催委託業務 |
| (4) 業務の内容 | 別添「美馬市スマホ教室開催委託業務仕様書」を参照すること。 |
| (5) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月21日まで |
| (6) 委託上限額 | 4,573,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 参加資格要件

別添「美馬市スマホ教室開催委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

3 公募型プロポーザル参加表明書の提出

(1) 提出方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に基づき、参加表明書等を紙媒体で作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便によること。

(2) 提出期限及び提出先

- | | |
|--------|--|
| ア 提出期限 | 令和6年4月22日 午後5時必着 |
| イ 提出先 | 美馬市役所 企画総務部 デジタルトランスフォーメーション推進課
〒777-8577
徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 |

4 提案書等の提出

(1) 提出方法

提案書等は、紙媒体で作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便によること。

(2) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和6年5月15日 午後5時必着

イ 提出先 3(2)イの提出先と同じ

5 提案書等の評価

(1) 提案書等の評価は、美馬市スマホ教室開催委託業務プロポーザル方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）において行う。なお、評価基準は、実施要領のとおりとする。

(2) 美馬市スマホ教室開催委託業務プロポーザル方式評価委員会の設置については、要綱第5条の規定による。

6 最優秀提案者の選定方法

5(1)により最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定する。

7 その他

この公告で定めるもののほか、必要な事項は、要綱及び実施要領に基づいて行う。